

改正後		改正前																
<p>2 用語の定義（法第4条）</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8)「開発区域」とは、次のいずれかに該当する土地がそれぞれ一連する場合は、<u>開発区域の対象となる。</u></p> <p>○建築物又は特定工作物の敷地</p> <p>○駐車場等として上記の敷地と一体的に利用される土地</p> <p>○当該開発行為により新設される公共及び公益施設の用に供する土地</p> <p>○造成等の工事をする区域（地目変更等も含む。）</p> <p>○廃止及び併用されるなどの道路・水路利用により一連性が認められる土地</p> <p>○上記の関連事項を含め、客観的に一連性があると捉えられる土地</p> <p>※フェンス設置で一連性がないとの判断は原則しない。</p>		<p>2 用語の定義（法第4条）</p> <p>(1)～(7) (略)</p>																
<p>表 - 2（法第29条第1項第3号の政令第21条で定める公益上必要な建築物）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>該 当 法 令 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>道路法第2条第1項に規定する道路又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）を構成する建築物</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>河川法が適用され、又は準用される河川を構成する建築物</td> </tr> </tbody> </table>			該 当 法 令 等	1	道路法第2条第1項に規定する道路又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）を構成する建築物	2	河川法が適用され、又は準用される河川を構成する建築物	<p>表 - 2（法第29条第1項第3号の政令第21条で定める公益上必要な建築物）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>該 当 法 令 等</th> <th>具 体 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>道路法第2条第1項に規定する道路又は道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）を構成する建築物</td> <td><u>駐車場</u>、<u>料金徴収所</u>、<u>道路情報管理施設</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>河川法が適用され、又は準用される河川を構成する建築物</td> <td><u>ダム</u>、<u>水門</u>、<u>堰</u>、<u>堤防等の河川管理施設</u></td> </tr> </tbody> </table>			該 当 法 令 等	具 体 例	1	道路法第2条第1項に規定する道路又は道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）を構成する建築物	<u>駐車場</u> 、 <u>料金徴収所</u> 、 <u>道路情報管理施設</u>	2	河川法が適用され、又は準用される河川を構成する建築物	<u>ダム</u> 、 <u>水門</u> 、 <u>堰</u> 、 <u>堤防等の河川管理施設</u>
	該 当 法 令 等																	
1	道路法第2条第1項に規定する道路又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）を構成する建築物																	
2	河川法が適用され、又は準用される河川を構成する建築物																	
	該 当 法 令 等	具 体 例																
1	道路法第2条第1項に規定する道路又は道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）を構成する建築物	<u>駐車場</u> 、 <u>料金徴収所</u> 、 <u>道路情報管理施設</u>																
2	河川法が適用され、又は準用される河川を構成する建築物	<u>ダム</u> 、 <u>水門</u> 、 <u>堰</u> 、 <u>堤防等の河川管理施設</u>																

3	都市公園法第2条第2項に規定する公園施設である建築物	3	都市公園法第2条第2項に規定する公園施設である建築物	<u>休憩所</u> 、 <u>野球場</u> 、 <u>陸上競技場</u> 、 <u>水泳プール</u> 、 <u>植物園</u> 、 <u>動物園</u> 、 <u>野外劇場</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>軽飲食店</u> 、 <u>駐車場</u> 、 <u>便所</u> 、 <u>音楽堂</u> 、 <u>図書館</u> 、 <u>陳列館</u> 、 <u>簡易宿泊施設</u> 、 <u>管理事務所</u> 、 <u>倉庫</u> 、 <u>車庫等</u>
4	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する <u>鉄道事業若しくは同条第5項に規定する索道事業</u> で一般の需要に応ずるものの用に供する施設である建築物又は軌道法（大正10年法律第76号）による軌道若しくは同法が準用される無軌条電車の用に供する施設である建築物	4	鉄道事業法第2条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設である建築物又は軌道法による軌道若しくは同法が準用される無軌条電車の用に供する施設である建築物	<u>駅舎</u> 、 <u>検車場</u> 、 <u>車庫</u> 、 <u>信号所</u> 、 <u>発電所等</u>

5	石油パイプライン事業法第5条第2項第2号に規定する事業用施設である建築物
6	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（ <u>路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。</u> ）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナルを構成する建築物
7	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設である建築物又は漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設である建築物
8	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設である建築物

5	石油パイプライン事業法第5条第2項第2号に規定する事業用施設である建築物	<u>石油輸送施設</u>
6	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（ <b>同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。</b> ）の用に供する施設である建築物	<u>営業所修理工場， 停留所，待合所等， 荷扱所，積卸施設， 自動車車庫，休憩・ 睡眠施設等</u>
	自動車ターミナル法第2条第5項に規定する一般自動車ターミナルを構成する建築物	<u>一般自動車ターミナル， 誘導車路停留 場所，乗降場， 荷扱場等，管理事務 所</u>
7	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設である建築物又は漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設である建築物	<u>荷捌き施設， 旅客施設，保管施設， 港湾厚生施設等， 廃油処理施設</u>
8	海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設である建築物	<u>堤防，突堤護岸等 海岸保全施設を 構成する建築物</u>

9	航空法による公共の用に供する飛行場に建築される建築物で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するものの用に供する建築物
10	気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設である建築物
11	<u>日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第4条第1項第1号に掲げる業務</u> の用に供する施設である建築物
12	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設である建築物
13	<u>放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送</u> の用に供する放送設備である建築物

9	航空法による公共の用に供する飛行場に建築される建築物で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第4項に規定する航空保安施設で公共の用に供するものの用に供する建築物	<u>格納庫、整備工場、乗降場、送迎デッキ、待合所、切符売場、食堂</u>
10	気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設である建築物	<u>測候所、地震観測所</u>
11	<u>郵便事業株式会社の郵便事業</u> の用に供する施設である建築物	<u>郵便局</u>
12	電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設である建築物	<u>電信電話局、研究施設、電気通信施設、訓練施設、修理施設</u>
13	<u>放送法による放送事業</u> の用に供する放送設備である建築物	<u>放送局</u>

14	電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する同項第18号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物（同条第2項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）を設置する施設である建築物
15	水道法第3条第2項に規定する水道事業若しくは同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第8項に規定する水道施設である建築物、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設である建築物又は下水道法第2条第3号から第5号までに規定する公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設である建築物
16	水害予防組合が水防の用に供する施設である建築物
17	図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の用に供する施設である建築物又は博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の用に供する施設である建築物

14	電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業（同項第7号に規定する特定規模電気事業を除く。）の用に供する同項第16号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物（同条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）を設置する施設である建築物	<u>一般電気事業及び御電気事業用の発電、変電、送電もしくは配電所等（特定規模電気事業用を除く）ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備及び附属設備</u>
15	水道法第3条第2項に規定する水道事業若しくは同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第8項に規定する水道施設である建築物、工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設である建築物又は下水道法第2条第3号から第5号までに規定する公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設である建築物	<u>取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設等</u> <u>工業用水の供給施設</u> <u>終末処理場、ポンプ場</u>
16	水害予防組合が水防の用に供する施設である建築物	<u>水防用倉庫</u>
17	図書館法第2条第1項に規定する図書館の用に供する施設である建築物又は博物館法第2条第1項に規定する博物館の用に供する施設である建築物	<u>図書館、博物館</u>

18	社会教育法 <u>(昭和24年法律第207号)</u> 第20条に規定する公民館の用に供する <u>施設である建築物</u>
19	国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人 <u>高齢・障害・求職者雇用支援機構</u> が設置する職業能力開発促進法 <u>(昭和44年法律第64号)</u> 第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設並びに国及び独立行政法人 <u>高齢・障害・求職者雇用支援機構</u> が設置する同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校である建築物
20	墓地、埋葬等に関する法律 <u>(昭和23年法律第48号)</u> 第2条第7項に規定する火葬場である建築物
21	と畜場法 <u>(昭和28年法律第114号)</u> 第3条第2項に規定すると畜場である建築物又は化製場等に関する法律 <u>(昭和23年法律第140号)</u> 第1条第2項に規定する化製場若しくは同条第3項に規定する死亡獣畜取扱場である建築物
22	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <u>(昭和45年法律第137号)</u> による公衆便所、し尿処理施設若しくはごみ処理施設である建築物又は浄化槽法 <u>(昭和58年法律第43号)</u> 第2条第1号に規定する浄化槽である建築物
23	卸売市場法 <u>(昭和46年法律第35号)</u> 第2条第3項に規定する中央卸売市場若しくは同条第4項に規定する地方卸売市場の用に供する施設である建築物又は <u>地方公共団体</u> が設置する市場の用に供する施設である建築物

18	社会教育法による公民館の用に供する建築物	<u>公民館</u>
19	国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人 <u>雇用・能力開発機構</u> が設置する職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設並びに国及び独立行政法人 <u>雇用・能力開発機構</u> が設置する同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校である建築物	<u>職業訓練校、 職業訓練短期大学、 技術開発センター、 障害者訓練職業訓練校</u>
20	墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項に規定する火葬場である建築物	<u>火葬場</u>
21	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場である建築物又は化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場若しくは同条第3項に規定する死亡獣畜取扱場である建築物	<u>と畜場</u>
22	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による公衆便所、し尿処理施設若しくはごみ処理施設である建築物又は浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽である建築物	<u>公衆便所、し尿処理場、ごみ処理場</u>
23	卸売市場法第2条第3項に規定する中央卸売市場若しくは同条第4項に規定する地方卸売市場の用に供する施設である建築物又は <u>市町村(指定都市等及び事務処理市町村を除き、都の特別区を含む。)</u> が設置する市場の用に供する施設である建築物	<u>中央卸売市場、 地方卸売市場</u>

24	自然公園法第2条第6号に規定する公園事業又は同条第4号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建築される建築物
25	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第1項に規定する住宅地区改良事業により建築される建築物
26	<u>国、都道府県等(法第34条の2第1項に規定する都道府県等をいう。)</u> 、 <u>市町村(指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。)</u> 又は市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合が設置する <u>研究所、試験所</u> その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物

24	自然公園法第2条第6号に規定する公園事業又は同条第4号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建築される建築物	<u>宿舎、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場、ゴルフ場、乗馬施設、運輸施設、給水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所、汚物処理施設、博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設、野外劇場等</u>
25	住宅地区改良法第2条第1項に規定する住宅地区改良事業により建築される建築物	<u>改良住宅</u>
26	市町村、市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合又は市町村が設置団体である地方開発事業団が設置する試験場、研究所その他直接その事務又は事業の用に供する建築物	<u>試験場、研究所</u>

27	<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成11年法律第176号）第16条第1号に掲げる業務の用に供する施設である建築物</u>	独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法第17条第1項第1号から第3号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物	
28	<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）第17条第1項第1号から第3号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物</u>	独立行政法人水資源開発機構が設置する独立行政法人水資源開発機構法第2条第2項に規定する水資源開発施設である建築物	<u>ダム，河口堰，湖沼水位調節施設，多目的用水路，専用用水路等</u>
29	<u>独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第2条第2項に規定する水資源開発施設である建築物</u>	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第18条第1項第1号から第4号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物	
30	<u>国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号）第18条第1号から第4号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物</u>	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第1項第1号又は石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第11条第3号に掲げる業務の用に供する施設である建築物	
31	<u>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第15条第1号又は非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和55年法律第71号）第11条第3号に掲げる業務の用に供する施設である建築物</u>		



## 1 【分家住宅】

### 1. 要旨 (略)

### 2. 用語説明

(1) (略)

(2) (略)

(3) 「本家の者に準ずる者」とは、以下のような「本家の者」と同視できる者。

- ・ 本家の者の配偶者等 (内縁及び婚約者も含む) 並びに配偶者の連れ子
- ・ 法定相続人のうち、兄弟姉妹及び代襲相続人 (H 3 1. 4 ~)

(4) (略)

(5) 「農家世帯等」とは、本家たる世帯が非農家であっても、農家同様に取  
り扱う。

### 3. 判断基準

(1) (略)

(2) 許可の対象となる土地は、既存集落内又はその周辺に位置すること。た  
だし、土地の所有状況から判断してやむを得ない場合にはこの限りではない。

(3) (略)

(4) 許可に当っては、本家等の存続を前提とし、次に掲げる項目に照らして、  
必要性及び確実性を判断する。

イ 独立して世帯を構成 (結婚) し、職場の事情 (転勤等) においても、その  
世帯の存続が見込まれるもの

ロ 予定建築物の規模、構造等

ハ 申請地と職場との距離関係

(5) (略)

(6) (略)

## 1 【分家住宅】

### 1. 要旨 (略)

### 2. 用語説明

(1) (略)

(2) (略)

(3) 「本家の者に準ずる者」とは、許可の対象となる土地を線引き時に保有している  
者から相続した者 (以下「親」という。) が親がわりとなり養育してきた兄弟姉妹、本家  
の者の配偶者 (内縁及び婚約者も含む) 並びに配偶者の連れ子等、親と直系の関係を  
持つと同視できる者。

(4) (略)

### 3. 判断基準

(1) (略)

(2) 許可の対象となる土地は、原則として既存集落内又はその周辺に位置すること。

(3) (略)

(4) 許可に当っては、次に掲げる項目に照らして、  
必要性及び確実性を判断する。

イ 結婚等、その他独立して世帯を構成する合理的事情

ロ 予定建築物の規模、構造等

ハ 申請地と職場との距離関係

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 予定建築物の規模等

イ 延べ床面積は原則として280㎡以下であること。

ロ 高さは10m以下であること。

ハ 用途は専用住宅であること。

ニ 扶養家族等と同居する場合の同居型住宅については、入口（玄関）が1ヶ所であり共有スペースを通じ各世帯が互いに交流でき、建物内で分離することのない形態であること。

**2.2 【適法に使用された建築物のやむを得ない事情による用途変更】**

1. 要旨 (略)

2. 用語説明

(1) 「相当期間」とは、原則として10年以上とする。ただし、死亡、倒産、遠方への転居等のように、自己の意思に基づかないで用途の変更をせざるを得なくなったと認められる場合にはこの限りではない。

(2) 「特にやむを得ない事情」とは、住宅にあつては、建築主の死亡、借金の返済のための譲渡若しくは競売に付されて競落されたもの、転勤等のために 県外などの遠方への転居を余儀なくされたものであり、また、住宅以外のものにあつては、経済・社会情勢の変動に伴う事業の転廃・縮小による譲渡若しくは競売に付されて競落されたものである。

(3) (略)

3. 判断基準

(1) から (6) (略)

(7) 「死亡」の場合については、相続人が当該建築物を使用できない状況が明らかであること。また、「借金」、「転廃業」及び「経営の悪化」、「遠方への

(7) (略)

(9) 予定建築物の規模等

イ 延べ床面積は原則として280㎡以下であること。

ロ 高さは10m以下であること。

ハ 用途は専用住宅であること。

ニ 扶養家族等と同居する場合の同居型住宅については、入口（玄関）が1ヶ所であり共有スペースを通じ各世帯が互いに交流でき、建物内で分離することのない形態であること。

**2.2 【適法に使用された建築物のやむを得ない事情による用途変更】**

1. 要旨 (略)

2. 用語説明

(1) 「相当期間」とは、原則として10年以上とする。ただし、死亡、倒産等のように、自己の意思に基づかないで用途の変更をせざるを得なくなったと認められる場合にはこの限りではない。

(2) 「特にやむを得ない事情」とは、住宅にあつては、建築主の死亡、借金の返済のための譲渡若しくは競売に付されて競落されたものであり、また、住宅以外のものにあつては、経済・社会情勢の変動に伴う事業の転廃・縮小による譲渡若しくは競売に付されて競落されたものである。

(3) (略)

3. 判断基準

(1) から (6) (略)

(7) 「死亡」の場合については、相続人が当該建築物を使用できない状況が明らかであること。また、「借金」、「転廃業」及び「経営の悪化」の場合については、それを裏

転居」の場合については、それを裏付けるだけの客観的事実があること。

付けるだけの客観的事実があること。

### 2 3 【指定幹線道路沿線の土地における建築物】

### 2 3 【指定幹線道路沿線の土地における建築物】

#### 1. 要旨

#### 1. 要旨

国道バイパス等の幹線道路で、市街化調整区域ではあるが交通の要所（終点等）であり、市街化区域に近接（500m以内）し、既に沿線の半数以上が宅地的土地利用をなされていると認められる市長が指定する幹線道路区間（以下「指定幹線道路」という。）沿線の土地において建築することがやむを得ないと認められる次に掲げる建築物

国道バイパス等の幹線道路で、市街化調整区域ではあるが交通の要所（終点等）であり、市街化区域に近接（500m以内）し、既に沿線の半数以上が宅地的土地利用がなされていると認められる市長が指定する幹線道路区間（以下「指定幹線道路」という。）沿線の土地において建築することがやむを得ないと認められる次に掲げる建築物

1. (略)
2. (略)
3. (略)
4. (略)

1. (略)
2. (略)
3. (略)
4. (略)

※隣接する同一会社及び系列会社やフランチャイズ等と同一性があると判断されるものは認められない。

#### 2. 判断基準

#### 2. 判断基準

- (1) (略)
- (2) 申請地

- (1) (略)
- (2) 申請地

① 申請地面積は、3,000㎡以下であること。

① 申請地面積は、3,000㎡以下であること。

(申請地と隣接し、一体性がある露天駐車場についても申請地と合わせて全体で3,000㎡以下であること。)

- ② (略)
- ③ (略)
- (3) (略)

- ② (略)
- ③ (略)
- (3) (略)

#### 3. 指定幹線道路 (略)

#### 3. 指定幹線道路 (略)

(下線の部分は改正部分)